



雇用創出オムニバス法 (UU Cipta Kerja/
Omnibus Law) における
主な税法の改定について

2020年第11号 ("11/2020")

2020年10月5日にインドネシア国会において雇用創出オムニバス法が承認され、同年11月2日に大統領により署名がされました。オムニバス法は、11の分野について、15章186条から構成された多岐にわたるもので、その中には、国税一般通則法、所得税法やVAT法などの税法に関わるものが含まれます。

I) 国税一般通則法 (KUP Law)

関連条文番号	項目	改訂後	改訂前
14条4項	行政罰金について ・ タックス・インボイス (Faktur Pajak) の未発行または発行遅延 ・ タックス・インボイスの発行不備	VAT課税標準額 × 1%	VAT課税標準額 × 2%
27B条2項	過払い納税分の還付に関わる利息補償について	税務署との最終検討会議 (クロージング・カンファレンス) で合意された過払い額 × MIR/12 ^{*1} (最大24ヶ月)	規定有
27B条3項	税務査定書または徴税書の修正、減額または取消が決定された場合の利息補償について	修正額 × MIR/12 (最大24ヶ月)	規定有
8条(2)(2a)(5)、 9条(2)(2b)、 13条(2)(2a)、 14条(3)、 19条(1)(2)(3)	遅延罰則利息について (納税遅延、自己申告または修正による追加納税、支払い不足税務査定書の発行による追加納税)	不足額 × MIR ^{*2} /12 (最大24ヶ月)	不足額 × 2% /月

*1: 財務大臣規則による基準利率 (MIR)は年間利率として規定されるため、対応する利率は12で除した月次で適用される。利息額を計算する際に使用されるMIRは、利息計算が必要とされる事象が発生した期に適用される利率となる。

*2: 行政制裁のための追加徴収が追加される。利率は、納税者の違反行為により異なる (0~15%)。
 例) 上記より、MIRが6%、納税者の処罰としての行政制裁のための追加徴収率が10%であった場合、適用される月次利率は1.33% (6%+10% /12) となる。



2) 所得税法

関連条文番号	項目	改訂後	改訂前
2条 3c項	課税対象の追加	分割前の相続遺産	N/A
2条4項	国外（オフショア） 課税対象者の定義	a) インドネシア国外に居住する個人 b) インドネシア国内に12ヶ月間で183日未満滞在する外国人 c) インドネシア国外に12ヶ月間で183日超滞在するインドネシア人	a) インドネシア国内に滞在しない個人 b) インドネシア国内に12ヶ月間で183日未満滞在する個人
4条 1a項	外国人の 個人所得税課税対象 の例外	インドネシアの納税者となる外国人の場合、下記の条件を満たす場合に限り、インドネシア源泉所得*3のみ課税対象とする <ul style="list-style-type: none"> 特定のスキルがある インドネシアの納税者となって4年以内である 	インドネシアの納税者となる外国人は、インドネシアにおいて全世界所得を開示の上、当該全世界所得に対して納税する（一部税控除を認める）
4条 2f項	配当に関わる免税	a) 下記の受益者がインドネシア国内企業から受け取る配当金は免税 <ul style="list-style-type: none"> ある一定期間にインドネシア国内に再投資する個人 インドネシア国内企業 b) 下記の条件に該当する、インドネシア国内に居住する個人およびインドネシア国内企業が、インドネシア国外から受け取る配当は免税： <ul style="list-style-type: none"> 配当のうち最小30%が、インドネシア国内に再投資される 国税総局による税額査定通知書が発行されていない配当 	a) 下記の受益者がインドネシア国内企業から受け取る配当金への適用税率 <ul style="list-style-type: none"> インドネシア国内居住者の場合：最終分離課税 - 10% インドネシア国内企業（株保有率25%以下）の場合 - 免税 b) インドネシア国内に居住する個人およびインドネシア国内企業が、インドネシア国外から受け取る配当は、所得税確定申告書に開示され、通常の所得税の課税対象とする

*3: インドネシアでの就労にかかわる報酬の総額。インドネシア国外で得た不動産所得、金利、配当等は含まれない。



3) 付加価値税法

関連条文番号	項目	改訂後	改訂前
1A条 1、2項	VATの非課税取引： 物品の受け渡し	<ul style="list-style-type: none"> a) 委託販売に伴う受託者への物品の引き渡し b) 譲渡する側と受ける側の双方当事者がVAT登録事業者 (PKP) の場合の現物出資を目的とした課税資産の譲渡 	左記すべてVAT課税対象取引
4A条 2項	VATの課税取引 (新規追加)	石炭の売買	VAT非課税取引
9条 2a、6a項	売上発生前の仮払VAT について	<ul style="list-style-type: none"> a) VAT登録事業者は、商業生産開始前に支払ったすべてのVATは、仮払VATとしてクレジット可能 b) 但し、上記は、仮払VATの申告より3年以内に仮受VATが発生しない (= 売上が発生しない) 場合は無効 	<ul style="list-style-type: none"> a) VAT登録事業者、商業生産開始前に支払ったVATのうち、資本財に伴うVATについては、仮払VATとしてクレジット可能 b) 但し、じょうきは、仮払VAの申告より2年以内に仮受VATが発生しない (= 売上が発生しない) 場合は無効
9条 9a、9b、9c項	クレジット可能な VAT (仮払VAT)	<ul style="list-style-type: none"> a) VAT課税事業者登録以前に支払ったVAについては、徴収されるべき仮受VATの最大80%まで仮払VATとして認められる b) 税務監査中に発見された仮払VAT c) 税務査定書で指摘を受け納税が完了した仮払VAT 	左記すべて仮払VATとして認められない
13条 5項	タックス・インボイス (Faktur Pajak)の 作成方法	請求先が個人でかつNPWPを保有していない場合、NIK (個人識別番号) やパスポート番号を記載することで、住所等の詳細の記入は不要	N/A

METERAI
TEMPEL

9BF765GI497868965

10.000

sepuluh ribu rupiah



印紙税 (“Bea Meterai”)

2020年第10号 (“10/2020”)

2020年10月26日にインドネシア国会において、新たな印紙税法となる 2020年第10号が可決されました。当該規定により、1985年第13号は撤廃となります。基本原則については、1985年第13号と大きく変更することはありませんが、納付方法に電子印紙が認められたり、徴収率等に一部変更が見られます。

2020年第10号による主な変更点は下記のとおりです。

No	項目	内容
1	徴収率	<p>文書等への記載額が IDR5,000,000以上の場合、IDR10,000（一律）</p> <p>旧法： 階層別に率が異なる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IDR250,000 - IDR1,000,000の金額が記載される文書 → 印紙税：IDR3,000 ・IDR1,000,000,000超の金額が記載される文書 → 印紙税：IDR6,000
2	発行日	2021年1月1日
3	経過期間	従来利用されている額面 IDR3,000およびIDR6,000の印紙は、2021年12月31日までに作成された課税対象文書に使用可能。その際、印紙税額は最小でもIDR9,000とすること（例：IDR6,000 + IDR.3,000 または IDR3,000×3 または IDR6,000×2）



当該情報についての問合せ先:

PT Sakura Mitra Perdana

西原健太 Director nishihara@sakura-id.com
三原あずさ Director mihara@sakura-id.com

Menara Rajawali Lt. 8,
Jl. Dr. Ide Anak Agung Gde Agung,
Kuningan Timur, Jakarta Selatan 12950

Phone: +62 21 2902 3417 / 18 / 19
Fax : +62 21 2902 3410
<https://sakura-id.com/>

このTax Updateは、提携先であるSSJK Consultingが作成した記事を、弊社が翻訳したものです。

SSJK Consulting

Tokopedia Tower, 8th Floor, Unit A
Ciputra World 2 Jakarta, Jl. Prof. Dr. Satrio Kav. 11
Jakarta Selatan 12940
www.ssjkconsulting.com



このTax Updateは税務に係る法律・規則の一般的な情報として、SSJK Consultingと弊社の理解に基づいて作成しており、税務署の見解が同じであることを保証するものではありません。実際に生じた個々の問題については、税務の専門家とご相談ください。